

令和7年度

国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の
実施委託費（近畿経済産業局J-クレジット制度推進の
ための地域支援事業）

公募要領

令和7年3月19日

近畿経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

近畿経済産業局（以下、「当局」という）では、令和7年度 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（近畿経済産業局 J-クレジット制度推進のための地域支援事業）を実施する委託先を以下の要領で募集します。

1. 事業目的

J-クレジット制度とは、中小企業等の再エネ・省エネ設備の導入や適切な森林管理による温室効果ガス排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、2021年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において定めた2030年度目標である累計1500万t-CO₂の認証目標に向けて制度運営を行っています。

J-クレジットの創出は、現状、民間企業が自主的かつ積極的にプロジェクト登録とクレジット認証を実施する動きはあるものの、排出量取引制度等、今後の需要拡大の機運が高まっていることから、大幅な供給量拡大が求められています。そのため、これまで以上に効果的かつ確実なJ-クレジットの認証を促す必要があります。

しかしながら、

- ① J-クレジットの売り先、売却益が見込めず、事業計画を立てることが難しい
- ② 認証までモニタリング期間など一定の時間を要し追加的な作業が発生する
- ③ 認証までモニタリング期間における企業内の方針転換や担当者の異動

等の事情により、登録を躊躇、登録したにもかかわらず認証に結び付きにくい点も課題となっております。

以上を踏まえ、令和7年度の当局管内（※）支援事業として、J-クレジットの確実な登録・認証を促し、クレジット供給量の増加に繋げるとともに、地域活性化のためのJ-クレジット創出・活用支援を実施することとします。

※ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

2. 事業の内容

以下の項目に従い、事業内容を具体的に提案してください。

（1）地域密着型の新規プロジェクトの登録支援

近畿経済産業局管内において、近畿地域における環境と経済の両立を目指す観点で、管内の地域に密着したクレジット登録を丁寧支援し、そのモデルケースを創出していくことが重要である。そのため、近畿経済産業局管内で支援要望のあった取組に対し、地域密着の新規プロジェクトの登録に向けた伴走支援を行っていく。なお、支援対象事業者や支援条件は、J-クレジット制度事務局の支援内容と整合を取ることにする。

今年度中に登録が難しい場合、その要因について 近畿経済産業局エネルギー対策課に情報共有を行うこと。

下記配点を参考に、6pt 以上のプロジェクト登録を行い、近畿経済産業局に件数の報告を行う。

（1 件当たりの配点）

- ① プログラム型プロジェクト 6pt

- ② 森林系プロジェクト 4 pt
- ③ 上記 1. 2 以外のプロジェクト 2 pt

(2) 供給拡大に向けたクレジット認証支援

近畿経済産業局管内で支援要望のあった取組に関して、当該プロジェクト実施者である企業等に対してクレジット売却等によるメリットを改めて説明しつつ、J-クレジット制度への理解を深めていただいた上で、J-クレジット認証委員会への申請を前提とした事務的な手続の支援を行う。その際、プロジェクト実施者の書類作成代行は行わず、将来的にはプロジェクト実施者が自立してクレジット創出の手続が行えるよう、書類作成のアドバイス、相談対応を行うようにする。

(支援条件)

- ① 近畿経済産業局管轄地域に関係のある案件であること。(通常型、プログラム型は問わない)
- ② 令和 8 年度及び令和 7 年度に J-クレジット認証委員会への申請を目指すこと。
- ③ 支援対象事業者や支援条件は、J-クレジット制度事務局の支援内容と整合をとること。

(3) 制度説明会の周知と地域における面的な施策展開を担うキーファクター・モデルの創出・組成

○J-クレジット制度説明会の周知

J-クレジットの創出・活用・流通に関する J-クレジット制度の認知度向上、活性化を目的とした制度説明会を J-クレジット制度事務局にて開催するため、地域内への周知を行う。

○地域における面的な施策展開を担うキーファクター・モデルの創出・組成

各地で面的な施策展開を推進するため、地域の支援機関・金融機関をキーファクターと位置づけ、人材育成及び体制強化の後押しを通じて、クレジットの創出の掘り起こし・利活用の促進を加速化するモデルの構築を実施する。

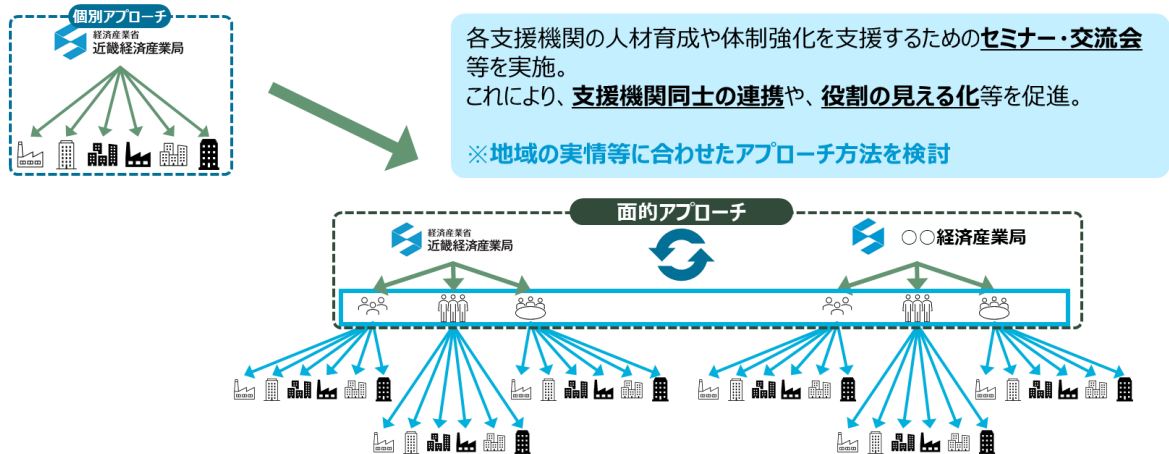
そのモデル構築を目指すため下記 (i) ~ (iii) のコンテンツを含むイベントを開催する。なお、開催にあたっては他経産局とも連携の上、実施することとする。

開催頻度：近畿経済産業局管内：1 回以上、他の経済産業局管内 (※)：1 回以上

※近畿経済産業局委託事業者は周知協力

形式：ハイブリッドを想定

個別アプローチ・面的アプローチのイメージ



1：交流会

各地方局内のカーボンプレジットに関心のある支援機関・企業に対して交流会や勉強会を実施し、各地域での支援力強化をはかる。

2：支援機関との連携企画

支援機関の強みを活かした連携企画を実施し、各支援機関のNW拡大・求心力の向上・マッチングを目指す。

3：先進事例・モデルセミナー

各地域の取り組み事例やモデルをカーボンプレジットに関心のある方へ向けて発信する。



(i) 交流会の開催

地域の自治体や金融機関、商工会議所・企業等に対して、Jクレジット制度に係る勉強会や交流会を開催する。

(ii) 支援機関との連携企画

支援機関のそれぞれの強み（補注：クレジット需要者とNWを有する、クレジット創出者とNWを有する等）を活かした支援機関の連携企画を実施する。これによって各支援機関のNW拡大・求心力の向上を目指す。開催にあたっては近畿経済産業局経由で他の経済産業局と連携・調整をした上でコンテンツを固めていくこととする。

企画例：クレジット創出者と購入者とのマッチング・ピッチイベント等

(iii) 先進事例・モデルセミナーの開催

各地域のカーボンプレジットに係る取組事例やモデルを紹介するセミナーを開催する。開催にあたっては近畿経済産業局経由で他の経済産業局と連携・調整をした上でコンテンツを固めていくこととする。

(4) 相談対応等

Jクレジットの登録と認証支援に限らず、購入等についての相談に対応し、要望に応じて管

轄地域の自治体や業界団体等が主催する勉強会及びセミナーで講師対応等を行う。取り組みは、精査の上整理し、内容と件数について近畿経済産業局へ報告を行う。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月24日(火)

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約（概算契約とする）
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：8,500千円（消費税込み）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。
- (4) 納品物：受託者は、2.に定める事項の事業を終了したときは、速やかにとりまとめを行い、事業報告書を作成し、事業実施期間内に、当局に事業報告書、【公表用】事業報告書、調査で得られたデータ（※該当ある場合）、委託調査報告書公表用書誌情報、二次利用未承諾リスト（※該当ある場合）を納入すること。
 - ・事業報告書 電子媒体（CD-R） 1式
 - ・【公表用】事業報告書 電子媒体（CD-R） 1式
 - ・事業で得られた元データ ※該当ある場合のみ
 - ・委託調査報告書公表用書誌情報
 - ・二次利用未承諾リスト ※該当ある場合のみ※電子媒体を納入する際、近畿経済産業局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入
※【公表用】事業報告書については、以下を遵守すること。
 - ・事業報告書及び二次利用未承諾リスト（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次

利用可能なE X C E L等データを納入すること。

- ・セキュリティ等の観点から、当局と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- ・オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得て、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の二次利用未承諾リストに当該箇所を記述し、提出すること。

※事業で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「E X C E L等データ」という。）については、E X C E L形式等により納入すること。なお、公開可能かつ二次利用可能なE X C E L等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。

※各データのファイル名については、事業報告書の図表名と整合をとること。

※Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※事業報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び委託調査報告書公表用書誌情報・二次利用未承諾リストのダウンロードは、下記URLから行うこと。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年 3月19日(水)

締 切 日：令和7年 4月11日(金)17時必着

(2) 公募説明会の開催

説明会については、令和7年3月25日(火)14時より、オンラインにて開催いたします。ご参加いただける場合は、令和7年3月24日(月)17時までに11.に記載のメールにてご連絡ください。

ご連絡の際は、電子メールの件名(題名)を「令和7年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費(近畿経済産業局J-クレジット制度推進のための地域

支援事業)説明会」とし、本文に「所属組織名」「氏名(ふりがな)」「電話番号」、「E-mail アドレス」を明記してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

- ・申請書(様式1)
- ・企画提案書(様式2)
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・直近3年分の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより11.に記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で、提出のあった企画提案書及び添付資料を基に審査を行い決定します。なお、応募期間締切り後に、必要に応じて別途提案内容についてプレゼンテーションの実施や追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 2. の事業内容を確実に実施できるか。目標件数を達成できるか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業と類似した事業の過去の実績はどの程度のものか。

- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く計上し、適正な積算が行われているか。
- ⑩ワーク・ライフ・バランス等の推進企業であるか。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）状況
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）状況
- ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定状況 等

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当局のホームページで公表します。

8. 契約について

採択された申請者は、当局との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費

印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用
Ⅲ．再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ．一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 ※ 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- （１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- （２）これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和３年１月８日（金）より運用を

開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

委託事業事務処理マニュアル

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか
（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

- （3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（4）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」

（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- （5）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原

則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. お問い合わせ先

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当：清水、矢野、浅田

E-mail：bzl-kin-jcdm@meti.go.jp

※お問い合わせは、E-mail でお願ひします。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和7年度 J-クレジット制度公募に関するお問い合わせ」としてください。他の件名（題名）では受付ができません場合があります。

以上